

令和5年5月17日

市政記者クラブ 様

子ども青少年局子ども未来企画室
担当：竹口、竹田
電話：972-4393

子育て世帯生活支援特別給付金の支給について

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、子育て世帯生活支援特別給付金が市町村を通して支給されます。

今回は、名古屋市における令和5年3月分の児童扶養手当受給者の方及び令和4年度中に実施した「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）」（前回の給付金）の支給対象者であった方への支給日が確定しましたのでお知らせします。

記

1 給付金の概要について

(1) 支給対象となる方

対象区分		申請
ひとり親世帯	ア 令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けている方	不要
	イ 令和5年4月分の新規児童扶養手当の支給を受けている方	不要
	ウ 公的年金給付等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方	必要
	エ 食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変している、児童扶養手当を受給している方と同じ水準の収入の方	必要
ひとり親世帯以外	オ 名古屋市において令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）」の支給対象者であった方	不要
	カ 対象児童（令和5年3月31日時点で18歳未満の子（障害のある児童については20歳未満）※）を養育する父母等であって、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、令和5年1月1日以降の収入が急変し、住民税均等割が非課税相当の収入となった方 （※令和6年2月末までに生まれた新生児も対象になります。）	必要

(2) 支給額

児童1人あたり 5万円

2 支給手続き等について

(1) 支給対象者アの方【申請不要】

5月18日(木)に給付金支給のお知らせを発送し、5月29日(月)に児童扶養手当の受給口座に給付金を振り込みます。

(2) 支給対象者オの方【申請不要】

5月18日(木)に給付金支給のお知らせを発送し、5月29日(月)に以下のいずれかの口座に給付金を振り込みます。

- ・令和5年5月2日時点で、名古屋市において
 - 児童手当または特別児童扶養手当を受給している方：
児童手当または特別児童扶養手当の受給口座
 - 児童手当または特別児童扶養手当を受給していない方：
令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金の受給口座

(3) 上記(1)、(2)以外の方

①支給対象者イの方【申請不要】

国通知(令和5年4月28日付)により、申請不要で給付金の支給を行うこととなりました。支給日が確定しましたら、改めてお知らせします。

②支給対象者ウ、エ、カの方【要申請】

支給日及び申請受付開始日等については、後日改めてお知らせします。

3 給付金に係るお問合せ先について

お問合せ先は、「名古屋市「子育て世帯生活支援特別給付金」担当」となります。いずれも受付時間は、平日9:00から17:30までとなります。

- ・名古屋市「子育て世帯生活支援特別給付金」担当
 - 令和5年6月14日(水)まで
子ども青少年局子ども未来企画室
TEL 052-972-4393 FAX 052-972-4204
 - 令和5年6月15日(木)から令和6年2月29日(木)まで(予定)
名古屋市「子育て世帯生活支援特別給付金」コールセンター
TEL 052-218-4730 (ひとり親世帯) FAX 052-218-4625 (共通)
TEL 052-218-7455 (ひとり親世帯以外)